

第 171 号 (令和 6 年 7 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市児童相談所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【こども青少年局こどもの権利擁護課】 3

[告示]

- △ 市税に関する申告期限等の指定【財政局税制課】 4
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 6
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 児童福祉施設の廃止及び確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 11
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 12
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 13
- △ 地域包括支援センターの設置【健康福祉局地域支援課】 14
- △ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【健康福祉局地域支援課】 15
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 16
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 22
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 23
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 24
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 27
- △ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託【医療局動物愛護センター】 28
- △ 同 【医療局動物愛護センター】 36

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 37
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】 39
- △ 同 【みどり環境局水・土壌】 40

環境課】		
△ 同	【みどり環境局水・土壌	41
環境課】		
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壌環境課】		42
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】		43
△ 計画段階環境配慮書の提出【みどり環境局環境影響評価課】		44
△ 審査書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】		45
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】		46
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】		47
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】		48
△ 同	【建築局調整区域課】	49
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】		50
△ 同	【建築局調整区域課】	51
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】		52
【区告示】		
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】		53
△ 同	【旭区地域振興課】	54
△ 同	【戸塚区地域振興課】	55
△ 同	【戸塚区地域振興課】	56
△ 同	【戸塚区地域振興課】	57
△ 同	【戸塚区地域振興課】	58
△ 同	【鶴見区地域振興課】	59
△ 同	【旭区地域振興課】	60
△ 同	【泉区地域振興課】	61
△ 同	【泉区地域振興課】	62
△ 同	【戸塚区地域振興課】	63
△ 同	【青葉区地域振興課】	65
【区公告】		
△ 漂流物（沈没品）の引渡し【中区総務課】		66
△ 同	【中区総務課】	67
△ 横浜市都筑区民文化センターの指定管理者の指定【都筑区地域振興課】		68
【消防局】		
△ 消防法に基づく措置命令【西消防署総務・予防課】		69
△ 同	【西消防署総務・予防課】	70
△ 同	【西消防署総務・予防課】	71
△ 同	【西消防署総務・予防課】	72
△ 職員の懲戒処分【人事課】		73
【水道局】		
△ 職員の懲戒処分【人事課】		74
【区選挙管理委員会】		
△ 委員長等の氏名【戸塚区】		75

規 則

横 浜 市 児 童 相 談 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を
定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 65 号

横 浜 市 児 童 相 談 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施
行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 児 童 相 談 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 6 年 2 月 横 浜
市 条 例 第 5 号) 中 第 1 条 の 表 の 改 正 規 定 (「 所 管 区 域 」 を 「 管 轄 区
域 」 に 改 め る 部 分 を 除 く 。) は 、 令 和 6 年 7 月 16 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

告示

横浜市告示第 276 号（令和 6 年 6 月 27 日掲示済）

市税に関する申告期限等の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 18 条第 3 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長（令和 6 年 1 月横浜市告示第 9 号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るものについては、次に掲げるとおりとする。

令和 6 年 6 月 27 日

横浜市長 山中竹春

都道府県名	指定地域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

対象となる申告期限等	期別	指定する期日
令和 5 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第 3 期	令和 6 年 7 月 31 日
	第 4 期	令和 6 年 7 月 31 日
令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第 1 期	令和 6 年 9 月 2 日
	第 2 期	令和 6 年 10 月 31 日
	第 3 期	令和 7 年 1 月 6 日
	第 4 期	令和 7 年 2 月 28 日
令和 5 年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	第 4 期	令和 6 年 7 月 31 日
令和 6 年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	第 1 期	令和 6 年 7 月 31 日
	第 2 期	令和 6 年 9 月 2 日
	第 3 期	令和 6 年 10 月 31 日
	第 4 期	令和 7 年 1 月 31 日
令和 5 年度分及び令和 6 年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納期限	令和 6 年 7 月 10 日までに納期限が到来するもの	令和 6 年 7 月 31 日
上記以外の納期限	令和 6 年 7 月 30 日までに納期限が到	令和 6 年 7 月 31 日

	来するもの	
上記以外の申告期限等	令和 6 年 7 月 30 日 までに申告期限等 が到来するもの	令和 6 年 7 月 31 日

横 浜 市 告 示 第 277 号

児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認
 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 及 び 子 ど も ・
 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 31 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、
 児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	M a p l e N u r s e r y 横 浜
設 置 者	株 式 会 社 N o u R i S H
所 在 地	西 区 平 沼 二 丁 目 4 番 14 号

横浜市告示第 278 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	風の丘・上大岡東保育園
設置者	社会福祉法人将友会
所在地	港南区上大岡東一丁目 18 番 18 号

横 浜 市 告 示 第 279 号

児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認
 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 及 び 子 ど も ・
 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 31 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、
 児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	杉 田 幼 児 園
設 置 者	株 式 会 社 杉 田 幼 児 園
所 在 地	磯 子 区 杉 田 四 丁 目 6 番 31 号

横浜市告示第 280 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	森幼児園
設置者	株式会社ベルエコル
所在地	磯子区森二丁目 15 番 46 号

横浜市告示第 281 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	かまりや保育園
設置者	社会福祉法人大慈会
所在地	金沢区釜利谷東一丁目 1 番 3 号

横浜市告示第 282 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和6年7月5日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和6年3月31日
確認辞退年月日	令和6年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	櫻南幸保育園
設置者	特定非営利活動法人南幸保育園
所在地	西区平沼二丁目4番14号

横 浜 市 告 示 第 283 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 及 び 確 認 辞 退

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 (昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号) 第 38 条 第 3 項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 (平 成 24 年 法 律 第 65 号) 第 36 条 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 を 廃 止 の 承 認 し 、 確 認 の 辞 退 を 受 理 し た 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	令和6年3月31日
確認辞退年月日	令和6年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	杉田幼稚園
設置者	三 浦 武
所在地	磯子区杉田四丁目6番31号

横 浜 市 告 示 第 284 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 及 び 確 認 辞 退

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 38 条 第 3 項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 36 条 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 を 廃 止 の 承 認 し 、 確 認 の 辞 退 を 受 理 し た 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	令和6年3月31日
確認辞退年月日	令和6年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	森幼児園
設置者	松本小寿恵
所在地	磯子区森二丁目15番46号

横浜市告示第 285 号

地域包括支援センターの設置

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 3 項の規定により、地域包括支援センターが、次のとおり設置された。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

地域包括支援センターの設置者の名称	地域包括支援センターの所在地	設置年月日
社会福祉法人同塵会	港南区丸山台一丁目 9 番 10 号	令和 6 年 7 月 1 日

横浜市告示第 286 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、横浜市地域ケアプラザの施設利用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

地域ケアプラザの名称	指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の所在地	指定した日	委託した日
横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ	社会福祉法人同塵会	港南区下永谷四丁目 21 番 10 号	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 7 月 1 日

横浜市告示第 287 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 6 年 4 月 1 日	縁来る合同会社	縁来るケア	鶴見区下野谷町 3 丁目 100 番地の 1	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 にこにこ	にこにこ横浜	鶴見区上の宮二丁目 17 番 38 号	共同生活援助
同	株式会社 ユーエイチ	アドライズプラス横浜東神奈川センター	神奈川区西神奈川一丁目 13 番地の 12	就労移行支援
同	株式会社 れん根ケアサービス	株式会社 れん根ケアサービス	神奈川区羽沢南二丁目 13 番 7 号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 M O M O T A R O	モモタロウ C a r e	西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
同	社会福祉法人 県央福祉会	エヌ・クラブ	西区浜松町 14 番 40 号	生活介護
同	株式会社 コルポート	C o c o r p o r t C o l l e g e 横浜 関内駅前キャンパス	中区万代町 1 丁目 2 番地の 12	自立訓練（生活訓練）
同	特定非営利活動法人 P e a c e 南	ぴいすサポート	南区大橋町 2 丁目 37 番地	同行援護
同	株式会社 ケア 21	ケア 21 伊勢佐木町	南区高根町 2 丁目 13 番地	居宅介護、重度訪問介護

同	一般社団法人 テイルウ インド	えがおの風	南区榎町 2 丁 目 51 番地の 1	生活介護
同	アットライ ナ株式会社	あった介護 磯子	磯子区洋光台 五丁目 14 番 12 号	居宅介護
同	社会福祉法 人同愛会	ダイア 磯子	磯子区磯子三 丁目 14 番 7 号	就労継続支援 B 型
同	特定非営利 活動法人横 浜市精神障 がい者就労 支援事業会	S S J ヒル ズ ひばり	磯子区栗木三 丁目 35 番 17 号	共同生活援助
同	セントケア 神奈川株式 会社	セントケア ウィル金沢	金沢区泥亀二 丁目 8 番 14 号	居宅介護、重 度訪問介護
同	社会福祉法 人すみなす 会	マーレ	金沢区釜利谷 東四丁目 9 番 26 号	生活介護
同	株式会社コ ルポート	C o c o r p o r t C o l l e g e 新横浜 駅前キャン パス	港北区新横浜 3 丁目 2 番地 の 6	自立訓練（生 活訓練）
同	社会福祉法 人横浜共生 会	び・すけっ と菊名	港北区菊名四 丁目 4 番 22 号	生活介護、短 期入所
同	社会福祉法 人横浜共生 会	び・すけっ と菊名	港北区菊名四 丁目 4 番 22 号	短期入所
同	社会福祉法 人ひかり	自立生活援 助こだま	戸塚区戸塚町 4,130 番地の 5	自立生活援助
同	有限会社三 上	スリー・シ ープ	戸塚区深谷町 1,408 番地の 24	居宅介護
同	合同会社と わさん	とわさんの 家ひの	港南区日野八 丁目 14 番 22 号	共同生活援助
同	グランアド	障がい者グ	港南区日野九	共同生活援助

	エンタープライズ株式会社	ループホーム花音リエゾン	丁目 29 番 3 号	
同	合同会社すずかぜ	すずかぜヘルパーセッションあさひ	旭区東希望が丘 100 番地の 19	居宅介護
同	一般社団法人フラットガーデン	ダンプリン グハウス	緑区中山五丁目 4 番 3 号	就労継続支援 B 型
同	G コーポレーション株式会社	生活介護 k i m a m a	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36	生活介護
同	特定非営利活動法人ともにあゆむ	陽	泉区上飯田町 2,195 番地の 1	行動援護
同	社会福祉法人びぐれっと	びぐれっと 7	泉区和泉町 3, 209 番地	生活介護
同	合同会社そよ風	オリオン	泉区上飯田町 2,027 番地の 5	共同生活援助
同	株式会社ツクイ	ツクイ横浜川和町	都筑区川和町 3,037 番地	居宅介護
同	社会福祉法人かたるべ会	ジャスミン	都筑区中川中央一丁目 7 番 2 号	生活介護
令和 6 年 5 月 1 日	L i b e r t Y 株式会社	チャレンジラボ 関内店	中区蓬萊町 1 丁目 1 番地の 3	就労継続支援 B 型
同	株式会社 S O E D A	ヘルパーセッション ぽぽ	南区南太田一丁目 11 番 13 号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社えんむすび	えんむすび	南区宮元町 2 丁目 37 番地	就労継続支援 B 型
同	合同会社オオフィス今井	きらきらヘルパーサービス	保土ヶ谷区岩井町 50 番地	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	医療法人裕徳会	ひとりざわ短期入所事	磯子区氷取沢町 93 番地の 1	短期入所

		業 所		
同	S E N S E O F P U R P O S E 株 式 会 社	リハスワー ク北新横浜	港北区北新横 浜一丁目 2 番 地の 5	就労継続支援 B 型
同	特定非営利 活動法人い ろえんぴつ 心理福祉コ ミュニティ ズ	いろえんぴ つ アイビ ー	港北区菊名六 丁目 13 番 43 号	生活介護
同	合同会社ま るまり	障がい支援 さぼーと まるまり	緑区いぶき野 31 番地の 1	居宅介護、重 度訪問介護
同	社会福祉法 人恵正福祉 会	わーくさぼ ーと恵の杜	瀬谷区阿久和 南四丁目 8 番 地の 294	就労移行支援 、就労定着支 援
同	株式会社 L H C	訪問介護事 業所 一笑 晏	青葉区藤が丘 一丁目 15 番地 の 8	居宅介護、重 度訪問介護
令和 6 年 6 月 1 日	株式会社れ ん根ケアサ ービス	株式会社れ ん根ケアサ ービス	神奈川区羽沢 南二丁目 13 番 7 号	行動援護
同	合同会社睦 舎	楓福祉サー ビス	中区山下町 28 番地の 2	居宅介護、重 度訪問介護
同	株式会社ひ とはな	ヘルパー事 業所 人・ 花 ほどが や	保土ヶ谷区星 川三丁目 12 番 11 号	重度訪問介護
同	アットライ ナ株式会社	あった介護 磯子	磯子区洋光台 五丁目 14 番 12 号	同行援護
同	株式会社エ コーケアサ ービス	エコーケア サービス 5 (ファイブ)	港北区新横浜 一丁目 3 番地 の 1	同行援護、行 動援護
同	合同会社 M A R I N C A R E	M A R I N C A R E	港北区師岡町 1,160 番地の 12	行動援護
同	ウェルビー	ウェルビー	港北区新横浜	自立訓練 (生

	株式会社	チャレンジ 新横浜セン ター	二丁目 3 番地 の 8	活訓練)
同	株式会社 I T F	オープンド ア新横浜 第二	港北区新横浜 一丁目 14 番地 の 20	就労継続支援 B 型
同	ケイティエ ール合同会 社	エールヨコ ハマ	港北区新横浜 三丁目 7 番地 の 19	就労継続支援 B 型
同	特定非営利 活動法人湧	重度訪問介 護事業所 湧	戸塚区汲沢町 478 番地の 1	重度訪問介護
同	社会福祉法 人寿楽園	ホームヘル プサービス 笹の風	港南区笹下四 丁目 12 番 35 号	居宅介護、重 度訪問介護
同	アイリス合 同会社	アイリス訪 問介護 港 南台支店	港南区港南台 六丁目 4 番 7 号	居宅介護、行 動援護
同	株式会社フ レアス	フレアスヘ ルパーステ ーション四 季の森公園	旭区上白根町 795 番地の 2	居宅介護、重 度訪問介護
同	株式会社ひ とはな	ヘルパー事 業所 人・ 花 みどり	緑区中山三丁 目 36 番 20 号	居宅介護、重 度訪問介護
同	株式会社ひ とはな	ヘルパー事 業所 人・ 花	瀬谷区本郷二 丁目 15 番地の 15	居宅介護、重 度訪問介護
同	合同会社 C a r e D o o r	訪問介護ケ アドア	栄区飯島町 1, 318 番地の 5	居宅介護
同	株式会社ひ とはな	ヘルパー事 業所 人・ 花 いずみ	泉区和泉町 5, 732 番地の 1	重度訪問介護
同	株式会社ク ラスターメ ディカル	えがお訪問 介護ステ ーション 横 浜 泉	泉区岡津町 19 3 番地の 1	居宅介護、重 度訪問介護
同	アンタレス ・テン合同	就労継続支 援 B 型事業	都筑区仲町台 一丁目 2 番 20	就労継続支援 B 型

	会社	所メタゲ一 ム横浜北	号	
--	----	---------------	---	--

横浜市告示第 288 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 19 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 6 年 4 月 1 日	株式会社 L u R a L u R a	相談支援事 業所 ぽっ け	港北区師岡町 463 番地の 4	地域移行支援 、地域定着支 援

横浜市告示第 289 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	カルチャーズ株式会社	カルチャーズアイ	神奈川区松本町 3 丁目 21 番地の 4
同	合同会社はーとらんど	はーとらんど	中区池袋 3 番地の 5
同	E M I コーポレーション合同会社	相談支援事業所 エンジェル	中区長者町 2 丁目 5 番地の 14
同	株式会社昌英	エススタイル ほどがや	保土ヶ谷区星川一丁目 4 番 10 号
同	株式会社 L u R a L u R a	相談支援事業所 ぼっけ	港北区師岡町 463 番地の 4
同	株式会社 M T I	相談支援事業所 ハッピーテラス戸塚	戸塚区戸塚町 157 番地の 16
同	合同会社すずかぜ	りんくすずかぜ	瀬谷区三ツ境 137 番地の 12
同	株式会社アイシマ	あいしま相談支援室	瀬谷区阿久和南四丁目 11 番地の 2
同	医療法人社団ユニメディコ	ぽにー	青葉区藤が丘一丁目 28 番地の 20
同	株式会社フェイシズ	えん相談室	青葉区美しが丘五丁目 5 番地の 12
同	株式会社パール & メリー	パール & メリー	都筑区牛久保西四丁目 11 番 29 号
令和 6 年 5 月 1 日	ミント株式会社	ミント	南区日枝町 3 丁目 87 番地の 1
令和 6 年 6 月 1 日	M o m o N u r s i n g 株式会社	相談支援 c o c o c a s a	緑区中山一丁目 22 番 13 号

横浜市告示第 290 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
平成 30 年 12 月 31 日	社会福祉法人地域サポート虹	訪問介護 りんどう	栄区桂町 74 番 地の 17	居宅介護、重 度訪問介護
令和 5 年 11 月 1 日	有限会社倉成介護支援センター	倉成介護支 援センター	旭区桐が作 1, 605 番地の 5	居宅介護、重 度訪問介護
令和 6 年 2 月 29 日	一般社団法人アイルビー	アイルビー スリー	栄区小菅ケ谷 二丁目 21 番 18 号	就労継続支援 B 型
同	特定非営利活動法人さらプロジェクト	さら就労塾 @ぼれぼれ / 横浜	神奈川区金港 町 6 番地の 3	就労移行支援
同	株式会社にっこにこケア	株式会社に っこにこケ ア横浜	西区中央一丁 目 19 番 5 号	居宅介護、重 度訪問介護、 行動援護
同	株式会社よろずや	C R E A T O R S よこ はま	神奈川区西寺 尾一丁目 18 番 7 号	就労継続支援 B 型
令和 6 年 3 月 26 日	合同会社カルテット	和おんケア サービス	西区中央一丁 目 19 番 5 号	居宅介護
令和 6 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人さらプロジェクト	さら就労塾 @ぼれぼれ / 横浜	神奈川区金港 町 6 番地の 3	就労定着支援
同	特定非営利活動法人ろばと野草の会	こもれび	南区東蒔田町 9 番地の 9	共同生活援助
同	株式会社や	訪問介護あ	港北区大豆戸	行動援護

	すらぎグループ訪問介護あい	い港北事務所	町 1,020 番地の 5	
同	合同会社リズム	のげざか訪問介護	中区吉浜町 1 番地の 9	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社ツクイ	ツクイ・サンプォレスト横浜戸塚東	戸塚区吉田町 1,623 番地の 24	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利活動法人五つのパン	五つのパンクリスタンワーカーステーション	都筑区仲町台一丁目 32 番 21 号	行動援護
同	有限会社ゆきよし	セントケアウィル金沢	金沢区泥亀二丁目 8 番 14 号	居宅介護、重度訪問介護
同	合同会社ライフサポート翔	在宅ケアサービス絆	港南区野庭町 951 番地	居宅介護、重度訪問介護
同	社会福祉法人同愛会	幸陽園	保土ヶ谷区上菅田町 1,749 番地	就労移行支援
同	特定非営利活動法人ひばり会	ヒルズひばり	磯子区栗木三丁目 35 番 17 号	共同生活援助
同	特定非営利活動法人ろばと野草の会	G H 見晴	中区北方町 1 丁目 18 番地の 2	共同生活援助
同	株式会社 H & H	リハテラ一横浜都筑	都筑区池辺町 3,369 番地	自立訓練（機能訓練）
同	社会福祉法人誠幸会	泉の郷中屋敷訪問介護	瀬谷区中屋敷二丁目 19 番地の 18	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利活動法人竹の里人	ヘルパーステーションそう	都筑区折本町 1,332 番地の 3	同行援護
同	T C I 株式会社	訪問介護事業所猫のしっぽ	中区本町 3 丁目 24 番地の 1	居宅介護、重度訪問介護

令和 6 年 4 月 10 日	合同会社カ ルテット	和おんケア サービス	西区中央一丁 目 19 番 5 号	同行援護、重 度訪問介護
令和 6 年 4 月 30 日	株式会社ケ アリッツ・ アンド・パ ートナーズ	ケアリッツ 尻手	鶴見区矢向四 丁目 20 番 1 号	居宅介護
同	株式会社ケ アリッツ・ アンド・パ ートナーズ	ケアリッツ 菊名	港北区篠原北 一丁目 1 番 14 号	居宅介護
同	株式会社フ ァニーサイ ド	多機能施設 O H A N A	戸塚区下倉田 町 584 番地	自立訓練（生 活訓練）
同	社会福祉法 人恵正福祉 会	わーくさぼ ーと恵の杜	瀬谷区阿久和 南三丁目 15 番 地の 9	就労移行支援 、就労継続支 援 B 型
令和 6 年 5 月 10 日	株式会社風 花	株式会社風 花	都筑区大丸 3 番 13 号	同行援護
令和 6 年 5 月 30 日	有限会社横 浜トランス ファ福祉サ ービス	有限会社横 浜トランス ファ福祉サ ービス	中区花咲町 1 丁目 46 番地の 1	重度訪問介護
令和 6 年 5 月 31 日	廣株式会社	ミントケア	旭区下川井町 2,326 番地の 9	居宅介護
令和 6 年 6 月 1 日	廣株式会社	ミントケア	旭区下川井町 2,326 番地の 9	重度訪問介護
令和 6 年 6 月 1 日	福祉クラブ 生活協同組 合	福祉クラブ 生協訪問介 護ステーシ ョンおひさ ま	磯子区磯子二 丁目 8 番 13 号	居宅介護、重 度訪問介護
同	特定非営利 活動法人ワ ーカーズ・ コレクティ ブくま	N P O ワー カーズくま さん	緑区白山三丁 目 1 番 9 号	重度訪問介護

横浜市告示第 291 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 6 年 2 月 29 日	株式会社マザー ライク	マザーライクケ アセンター南	南区井土ケ谷中町 44 番地の 3
同	株式会社エヌケ ア	みよみよ看護	都筑区茅ケ崎東四 丁目 9 番 18 号
令和 6 年 2 月 1 日	株式会社翔栄	メープル訪問介 護	南区南太田二丁目 55 番
令和 6 年 3 月 31 日	日本システムサ ービス技研株式 会社	ケアまりーん横 浜	瀬谷区本郷四丁目 1 番地の 1
同	社会福祉法人誠 幸会	相談支援事業所 いずみのさと	泉区上飯田町 1,22 6 番地
令和 6 年 4 月 1 日	合同会社もりの きもち	もりのきもち	中区滝之上 57 番地
令和 6 年 4 月 30 日	生活協同組合パ ルシステム神奈 川	生活協同組合パ ルシステム神奈 川ぬくもり横浜 北	緑区北八朔町 160 番地
令和 6 年 5 月 31 日	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	横浜市福祉サー ビス協会ヘルパ ーステーション こうなん	港南区上大岡西一 丁目 12 番 5 号
令和 6 年 5 月 25 日	一般社団法人横 浜市旭区医師会	旭区医師会特定 支援事業所	旭区二俣川 1 丁目 88 番地の 24

横浜市告示第 292 号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
 収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益社団法人横浜市獣医師会 会長 溝呂木 啓之	磯子区西町 14 番 3 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社 F O R 代表取締役 細川 範子	東京都八王子市子安町 1 丁目 36 番 8 号	同
有限会社 Sunset Hills Animal Clinic 代表取締役 渡辺 英一郎	青葉区市ケ尾町 517 番地の 25	同
有限会社野田動物病院 代表取締役 野田 弘美	港北区小机町 451 番 地の 1	同
公益財団法人神奈川県動物愛護協会 会長 山田 佐代子	港北区篠原台町 6 番 41 号	同
合同会社 アン・ベテリナリー・クリニック 代表社員 三浦 あかね	神奈川区三ツ沢中町 5 番 1 号	同
新横浜動物病院 院長 石坂 大典	神奈川区三枚町 104 番地の 1	同
ティアラペットク	中区麦田町 1 丁目 2	同

リニックス 院長 市川 格	番地	
有限会社長者町動物病院 取締役 鈴木 尊	中区翁町 2 丁目 9 番地 の 4	同
有限会社かりん 代表取締役 町田 都奈美	港南区大久保一丁目 4 番 2 号	同
レモン動物病院 院長 半澤 由美子	旭区市沢町 336 番地	同
株式会社ウエル動物病院 代表取締役 松本 直己	港北区高田東三丁目 10 番 6 号	同
かんの動物病院 院長 菅野 敦雄	港北区日吉本町四丁目 11 番 5 号	同
ブラン動物病院 院長 白井 善朗	港北区綱島東二丁目 13 番 21 号	同
秋元犬猫病院 事業主 秋元 弘枝	緑区北八朔町 1,639 番地の 3	同
有限会社アライ動物病院 代表取締役 荒井 和子	緑区中山三丁目 10 番 28 号	同
あざみ野ペットクリニック 院長 川嶋 光平	青葉区あざみ野南二丁目 11 番地の 18	同
サスケ動物病院 院長 太田 敬子	青葉区荏子田二丁目 1 番地の 6	同
やまな動物病院 院長 山名 宏之	青葉区市ケ尾町 1,05 2 番地の 1	同

株式会社ソルナ動物病院 代表取締役 朝原大輔	都筑区茅ヶ崎中央 25 番 8 号	同
株式会社ふれあいの丘動物病院 代表取締役 井戸裕	都筑区葛が谷 15 番 22 号	同
プレマ動物ナチュラルクリニック 院長 羽尾健一	都筑区中川中央一丁目 5 番 9 号	同
有限会社さいとう動物病院 代表取締役 齊藤明德	都筑区北山田四丁目 8 番 20 号	同
有限会社コンフォート 取締役 玉置健一郎	栄区小山台一丁目 21 番 25 号	同
合同会社ヨシト 代表社員 田中仁人	栄区小菅ヶ谷三丁目 31 番 22 号	同
たんぽぽ動物病院 院長 千原恒生	瀬谷区三ツ境 111 番地の 6	同
株式会社 J P R 代表取締役社長 生田目康道	東京都町田市森野 1 丁目 24 番 13 号	同
たけだペットクリニック 院長 竹田洋	旭区笹野台一丁目 28 番 13 号	同
ゆたか動物病院合同会社 代表社員 磯野優	栄区上之町 1 番 6 号	同
有限会社はた動物病院 代表取締役	港南区芹が谷一丁目 12 番 8 号	同

島 中 健 合同会社 さかい 犬 猫 クリニック 代表社員 酒 井 洋	青葉区 たちばな台一 丁目 14 番地の 25	同
有限会社 西田 ペッ ト クリニック 取締役 西 田 耕 一 郎	泉区 新橋町 1,382 番 地の 1	同
有限会社 エフビー シーコーポレーシ ョン 代表取締役 宮 本 英 巨	東京都 中央区 日本橋 2 丁目 16 番 3 号	同
株式会社 A D V A N C E 代表取締役 ニシムラ 静 香	鶴見区 豊岡町 28 番 11 号	同
リアン動物病院 院長 深 堀 祥 光	都筑区 北山田二丁目 1 番 3 号	同
有限会社 すがわら 動物病院 代表取締役 菅 原 朗	南区 別所五丁目 22 番 8 号	同
アイラ動物病院 獣医師 平 片 修	緑区 長津田七丁目 1 番 48 号	同
モリシゲビル株式 会社 代表取締役 森 茂 徳	港南区 下永谷五丁目 1 番 10 号	同
かどのペットクリ ニック 院長 葛 野 莉 奈	青葉区 さつきが丘 6 番地の 11	同
まみペットクリニ ック 院長 本 田 真 由 美	旭区 東希望が丘 204 番地の 19	同

株式会社ライトブ ラリー 代表取締役 志田 忍	旭区都岡町 20 番地の 12	同
株式会社たかつ動 物病院 院長 高津 則 宏	保土ヶ谷区上星川二 丁目 12 番 15 号	同
日向山動物病院有 限会社 院長 落合 文 憲	泉区和泉町 7,315 番 地の 15	同
有限会社釜利谷ペ ットクリニック 取締役 山本 貴 浩	金沢区釜利谷西六丁 目 1 番 31 号	同
株式会社トトロ動 物病院 代表取締役 小松 正 史	保土ヶ谷区権太坂二 丁目 1 番 7 号	同
犬山動物病院 院長 山本 直 孝	栄区犬山町 56 番 6 号	同
株式会社みんなで 奏 代表取締役 佐藤 由美子	都筑区荏田南五丁目 23 番 33 号	同
もものはな動物病 院 代表 島 剛 志	磯子区中原二丁目 14 番 5 号	同
合同会社 S H A R C 代表社員 木佐貫 敬	港北区新横浜三丁目 13 番地の 11	同
株式会社 O C E A N ' S 代表取締役社長 加藤 雄 大	秦野市平沢 1,546 番 地の 1	同
株式会社コジマ	東京都江東区亀戸 3	同

代表取締役社長 川畑 剛	丁目 60 番 21 号	
株式会社いなば動物病院 代表取締役 稲葉 淳 紀	港北区新吉田東三丁目 目 28 番 20 号	同
株式会社くらら 代表取締役 高沼 洋 子	港北区綱島東五丁目 26 番 1 号	同
株式会社 U V e t 代表取締役 植野 孝 志	南区真金町 1 丁目 1 番地	同
株式会社 N o P e L 代表取締役 鈴木 啓 介	港北区箕輪町二丁目 5 番 5 号	同
株式会社ブルーム 動物病院 代表取締役 片山 政 都	鶴見区梶山一丁目 10 番 32 号	同
株式会社ホームセンター パロー 代表取締役 和賀登 盛 作	岐阜県多治見市大針 町 661 番地の 1	同
有限会社エム・モ ード 取締役 山口 勝	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 30 番地の 4	同
株式会社 L u l u V 代表取締役 下山 直 人	青葉区美しが丘一丁 目 10 番地の 13	同
株式会社動物医療 所 代表取締役 磯崎 雄 志	中区本牧三之谷 10 番 20 号	同
株式会社栄世 代表取締役 香山 成 哲	千葉県茂原市高師 92 2 番地	同

株式会社リリエル 代表取締役 出淵龍生	港北区篠原東二丁目 7番4号	同
馬車道ペットクリ ニック 社長 西坂理恵	中区住吉町5丁目64 番地の1	同
ひなた株式会社 院長 日向健介	青葉区新石川二丁目 32番地の7	同
上郷どうぶつ病院 院長 甲斐博高	栄区上郷町 1,208 番 地の2	同
犬と猫の病院パル ケ 院長 池田博司	鶴見区馬場一丁目5 番30号	同
有限会社アニマル ライフサポート 代表取締役 渡邊靖浩	泉区和泉が丘一丁目 28番30号	同
いずみ犬と猫のク リニック 院長 下村香弥子	泉区和泉中央南二丁 目1番14号	同
株式会社 I & U H O L D I N G S 代表取締役 猪野佑一	川崎市川崎区駅前本 町11番地の2	同
見晴動物病院 院長 金子邦彦	中区千代崎町4丁目 101番地	同
さくらの森動物病 院 院長 村山慶明	青葉区あざみ野一丁 目24番地の5	同
サクラ犬猫病院 施設長 日向千絵	都筑区桜並木5番10 号	同
株式会社アニマル	都筑区茅ヶ崎中央28	同

セラピーハウス 代表取締役 山本りつこ	番 8 号	
株式会社たかまる どうぶつ病院 代表取締役 市川 崇	瀬谷区瀬谷二丁目 47 番地の 3	同
株式会社 T Y L 代表取締役 金 児 将 平	東京都港区芝 2 丁目 13 番 4 号	同
あらた動物病院 院長 小 林 新	旭区善部町 109 番地 の 10	同
有限会社大倉山動 物病院 取締役 山 崎 智 輝	港北区大曾根台 18 番 18 号	同
和田動物病院 院長 和 田 康 男	港北区下田町五丁目 2 番 12 号	同
株式会社 O K E A N O S 代表取締役 中 村 雄 海	東京都町田市南町田 2 丁目 2 番 3 号	同
せがわ動物病院 院長 瀬 川 和 仁	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 12 番地の 10	同
スギ往診専門動物 病院 院長 杉 本 光 太 郎	港北区日吉二丁目 16 番 28 号	同

横浜市告示第 293 号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
 収納事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の所在地	指定した日	委託した日
株式会社 362 代表取締役 栗原一博	東京都品川区旗の台 6 丁目 18 番 2 号	令和 6 年 3 月 18 日	令和 6 年 4 月 1 日
横浜都筑どうぶつ 病院 院長 望月啓太	都筑区茅ヶ崎南五丁目 19 番 21 号	同	同
株式会社 遥陽 代表取締役 澤田治紀	都筑区川和町 2,166 番 地の 3	同	同
このは動物病院 院長 折田葉子	都筑区牛久保三丁目 3 番 8 号	同	同
はぎわら動物病院 院長 萩原大輔	青葉区藤が丘一丁目 28 番地の 3	同	同
トラストペットク リニック 院長 西原勇人	瀬谷区二ツ橋町 173 番 地	同	同

公 告

横 浜 市 公 告 第 347 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

M A R K I S み な と み ら い
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 5 番

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社
代 表 取 締 役 長 島 巖
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 5 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 浜 田 屋 代 表 取 締 役 戸 倉 大 輔 茅 ヶ 崎 市 萩 園 1,182 番 地 の 1 ほ か 97 者	株 式 会 社 浜 田 屋 代 表 取 締 役 下 田 彰 彦 茅 ヶ 崎 市 萩 園 1,182 番 地 の 1 ほ か 97 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 5 年 4 月 1 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

小 売 業 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 6 年 6 月 10 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 348 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
元 年 6 月 横 浜 市 公 告 第 55 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解
除 す る 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 1 番 の 24 及 び 4 番 の 6 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 シ ス ー 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 1 -
ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ジ ク ロ ロ メ タ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
土 壤 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 試 料 採 取 等 を 行 う 区 画 の 選 定 等 を
省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て 、 当 該
省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結 果 、 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適
合 す る こ と を 確 認 し た た め 。

横 浜 市 公 告 第 349 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
29 年 5 月 横 浜 市 公 告 第 320 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 4 番 の 1 、 4 番 の 3 、 4 番 の 4 及 び 4 番 の
6 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 シ ス - 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン
、 ジ ク ロ ロ メ タ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
土 壤 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 試 料 採 取 等 を 行 う 区 画 の 選 定 等 を
省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て 、 当 該
省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結 果 、 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適
合 す る こ と を 確 認 し た た め 。

横 浜 市 公 告 第 350 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
元 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 524 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 1 番 の 24、4 番 の 1、4 番 の 3、4 番 の 4
、4 番 の 6 及 び 13 番 の 2 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン、1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン、1, 2 - ジ ク ロ
ロ エ チ レ ン、ジ ク ロ ロ メ タ ン、ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
土 壤 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 試 料 採 取 等 を 行 う 区 画 の 選 定 等 を
省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該
省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結 果、土 壤 溶 出 量 基 準 に 適
合 す る こ と を 確 認 し た た め。

横 浜 市 公 告 第 351 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
6 年 3 月 横 浜 市 公 告 第 146 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
都 筑 区 池 辺 町 4,758 番 の 6 及 び 字 柳 戸 4,779 番 の 1 の 各 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 352 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 する 条 例 に 基 づく 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 する 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 寛 政 町 106 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 353 号

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 の 提 出

環 境 影 響 評 価 法 （ 平 成 9 年 法 律 第 81 号 ） 第 3 条 の 7 第 2 項 の 指 針
で 定 め る 規 定 に 基 づ き 、 川 崎 事 業 所 （ 扇 町 地 区 ） 火 力 発 電 設 備 リ プ
レ ー ス 計 画 （ 仮 ） に 係 る 計 画 段 階 環 境 配 慮 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 354 号

審 査 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 (平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) 第 31 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 2 0 2 7 年 国 際 園 芸 博 覧 会 に 係 る 審 査 書 を 作 成 し た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 審 査 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地
公 益 社 団 法 人 2 0 2 7 年 国 際 園 芸 博 覧 会 協 会
事 務 総 長 ・ 代 表 理 事 河 村 正 人
中 区 住 吉 町 1 丁 目 13 番 地
- 2 対 象 事 業 の 名 称
2 0 2 7 年 国 際 園 芸 博 覧 会
- 3 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域
旭 区 上 川 井 町 及 び 瀬 谷 区 瀬 谷 町
- 4 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 み ど り 環 境 局 環 境 保 全 部 環 境 影 響 評 価 課
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12
横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 190 番 地
横 浜 市 瀬 谷 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間
令 和 6 年 7 月 5 日 か ら 令 和 6 年 8 月 5 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 355 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 6 月 14 日	10674	青 野 建 設 株 式 会 社	(新) 高 橋 元	南 区 大 岡 四 丁 目 8 番 12 号
			(旧) 青 野 栄 一	
令 和 6 年 4 月 1 日	00019	有 限 会 社 加 藤 水 道 工 業 所	(新) 加 藤 雅 志	鶴 見 区 向 井 町 2 丁 目 70 番 地 の 38
			(旧) 加 藤 恵 美 子	
令 和 6 年 6 月 3 日	30521	(新) 株 式 会 社 ケ イ ツ ー サ ー ビ ス	工 藤 博	(新) 相 模 原 市 中 央 区 光 が 丘 2 丁 目 12 番 8 - 1 号
		(旧) 工 藤 企 画 サ ー ビ ス		(旧) 相 模 原 市 中 央 区 光 が 丘 2 丁 目 28 番 11 号
令 和 6 年 4 月 1 日	30571	(新) 株 式 会 社 パ ン ド ー ラ	河 内 晃 一 郎	(新) 保 土 ヶ 谷 区 西 谷 一 丁 目 16 番 8 号
		(旧) 株 式 会 社 パ ン ド ー ラ 横 浜 支 店		(旧) 保 土 ヶ 谷 区 西 谷 町 991 番 地

横 浜 市 公 告 第 356 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
30451	輝 設 計	都 筑 区 中 川 八 丁 目 6 番 19 号	令 和 6 年 6 月 11 日

横 浜 市 公 告 第 357 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 7 月 25 日 第 2023 開 603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
横 須 賀 市 日 の 出 町 1 丁 目 7 番 地
株 式 会 社 ベ ル テ ッ ク ス
代 表 取 締 役 武 田 哲
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 野 庭 町 942 番 の 1 、 942 番 の 2 及 び 942 番 の 10 か ら 942
番 の 23 ま で

横 浜 市 公 告 第 358 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 2 月 9 日 第 2023 開 1412 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1
株 式 会 社 真 和 産 業
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 宮 沢 二 丁 目 45 番 の 2 及 び 45 番 の 21 か ら 45 番 の 32 ま で

横浜市公告第 359 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 7 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 6 月 26 日
- 3 道路の幅員
5.00 m
- 4 道路の延長
4.50 m
- 5 指定の場所
保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目 413 番の 8
- 6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木 賢 広

横浜市公告第 360 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 13 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 6 月 19 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
29.20 m
- 5 指定の場所
戸塚区原宿五丁目 917 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社サンプラン
代表取締役 牧田勝巳

横浜市公告第 361 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 43・61 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 6 月 25 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
31.10 m
- 5 廃止の場所
旭区笹野台四丁目 110 番の 29 地先から 110 番の 27 地先まで

区 告 示

旭 区 告 示 第 22 号 (令 和 6 年 6 月 17 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 興 和 台 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 6 月 17 日

横 浜 市 旭 区 長 権 藤 由 紀 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	手 島 茂 旭 区 川 島 町 2,976 番 地 の 24	伊 藤 利 之 旭 区 川 島 町 3,016 番 地 の 65

旭区告示第 23 号（令和 6 年 6 月 17 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 17 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小野寺 涼 子 旭区善部町 149 番地の 7	生 澤 幸 子 旭区善部町 25 番地の 10

戸塚区告示第 8 号（令和 6 年 6 月 18 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、諏訪久保町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 18 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	小 林 る み 戸塚区上矢部町 2,471 番地の 35	座 間 奈津樹 戸塚区上矢部町 2,471 番地の 47

戸塚区告示第 9 号（令和 6 年 6 月 18 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、平戸一丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 18 日

横浜市戸塚区長 近藤 武

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	伊 東 春 雄 戸塚区平戸一丁目 23 番 11 号	室 川 哲 男 戸塚区平戸一丁目 16 番 32 - 402 号

戸塚区告示第 10 号（令和 6 年 6 月 18 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、深谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 18 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	川 崎 俊 彌 戸塚区深谷町 1,451 番 地	名 越 高 治 戸塚区深谷町 109 番地 の 2

戸塚区告示第 11 号（令和 6 年 6 月 18 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、舞岡台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 18 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 隆 行 戸塚区南舞岡四丁目 32 番 14 号	川 上 浩 戸塚区南舞岡三丁目 32 番 5 号

鶴見区告示第5号（令和6年6月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下末吉第二末吉会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年6月19日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	川野邊 肇 鶴見区下末吉二丁目8 番17号	不動田 昌 弘 鶴見区下末吉二丁目21 番15号

旭区告示第 24 号（令和 6 年 6 月 20 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、都岡町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 20 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	遠 山 忠 司	榎 本 喜代美
及び住所	旭区都岡町 14 番地の 15	旭区都岡町 70 番地の 8

泉区告示 19 号（令和 6 年 6 月 24 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、山神前町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 24 日

横浜市泉区長 山 口 賢

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	歌 川 常 敬 泉区中田南五丁目 14 番 20 号	南 絵 里 子 泉区中田南一丁目 35 番 18 号

泉区告示第 20 号（令和 6 年 6 月 24 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、和泉中央連合自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 24 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び 住所	佐藤 慎 泉区和泉中央北六丁目 20 番 12 号	松浦 紀明 泉区和泉中央北二丁目 7 番 8 号

戸塚区告示第 12 号（令和 6 年 6 月 25 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東栄むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 25 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	松 本 吉 郎 戸塚区汲沢町 999 番地 の 14	田 邊 正 文 戸塚区汲沢町 1,000 番 地の 32
区域	戸塚区汲沢町 999 番地 の 2 から 999 番地の 7 まで、999 番地の 9、 999 番地の 10、999 番 地の 12 から 999 番地の 15 まで、999 番地の 31 、999 番地の 38、999 番地の 40、999 番地の 41、1,000 番地の 2、 1,000 番地の 9、1,00 0 番地の 20、1,000 番 地の 25、1,000 番地の 27、1,000 番地の 31 か ら 1,000 番地の 34 まで 、1,000 番地の 38 から 1,000 番地の 40 まで、 1,000 番地の 42、1,00 0 番地の 45 から 1,000 番地の 48 まで、1,000 番地の 51、1,000 番地 の 52、1,000 番地の 61 、1,000 番地の 63、1, 001 番地、1,002 番地 の 1、1,002 番地の 10、 1,002 番地の 15、1,00 2 番地の 19 から 26 まで 、1,002 番地、1,002 番地の 33 から 1,002 番 地の 36 まで、1,002 番 地の 39 から 1,002 番地	戸塚区汲沢町 999 番地 の 2 から 999 番地の 7 まで、999 番地の 9、 999 番地の 10、999 番 地の 12 から 999 番地の 15 まで、999 番地の 31 、999 番地の 38 から 99 9 番地の 41 まで、1,00 0 番地の 2、1,000 番 地の 9 から 1,000 番地 の 15 まで、1,000 番地 の 20、1,000 番地の 25 、1,000 番地の 27、1, 000 番地の 31 から 1,00 0 番地の 35 まで、1,00 0 番地の 38 から 1,000 番地の 40 まで、1,000 番地の 42、1,000 番地 の 45 から 1,000 番地の 48 まで、1,000 番地の 51、1,000 番地の 52、 1,000 番地の 61、1,00 0 番地の 63、1,000 番 地の 71、1,001 番地、 1,002 番地、1,002 番 地の 1、1,002 番地の 10、1,002 番地の 15、 1,002 番地の 19 から 1, 002 番地の 26 まで、1, 002 番地の 33 から 1,00

の 41 まで、 1,002 番地の 43、 1,002 番地の 45、 1,002 番地の 46、 1,002 番地の 48、 1,002 番地の 50、 1,002 番地の 51、 1,002 番地の 53、 1,004 番地の 1 号、 1,004 番地の 4、 1,004 番地の 6、 1,005 番地の 3、 1,005 番地の 5、 1,005 番地の 11、 1,006 番地の 2、 1,006 番地の 5、 1,006 番地の 10、 1,006 番地の 12、 1,006 番地の 17、 1,006 番地の 21 から 1,006 番地の 23 まで、 1,006 番地の 25、 1,006 番地の 27 から 1,006 番地の 31 まで、 1,006 番地の 33 から 1,006 番地の 41 まで、 1,007 番地の 1 及び 1,007 番地の 2、 1,007 番地の 7 から 1,007 番地の 9 まで、 1,007 番地の 12、 1,007 番地の 15、 1,007 番地の 19 及び 1,007 番地の 20、 1,007 番地の 26、 1,007 番地の 27 及び 1,007 番地の 30 の区域

2 番地の 36 まで、 1,002 番地の 39 から 1,002 番地の 41 まで、 1,002 番地の 43、 1,002 番地の 45、 1,002 番地の 46、 1,002 番地の 48、 1,002 番地の 50、 1,002 番地の 51、 1,002 番地の 53、 1,004 番地の 1 から 1,004 番地の 4、 1,004 番地の 6、 1,005 番地の 1、 1,005 番地の 3、 1,005 番地の 5、 1,005 番地の 11、 1,006 番地の 2、 1,006 番地の 5、 1,006 番地の 10、 1,006 番地の 12、 1,006 番地の 17、 1,006 番地の 21 から 1,006 番地の 23 まで、 1,006 番地の 25、 1,006 番地の 27 から 1,006 番地の 31 まで、 1,006 番地の 33 から 1,006 番地の 41 まで、 1,007 番地の 1、 1,007 番地の 2、 1,007 番地の 7 から 1,007 番地の 9 まで、 1,007 番地の 12、 1,007 番地の 15、 1,007 番地の 17、 1,007 番地の 19、 1,007 番地の 20、 1,007 番地の 22、 1,007 番地の 26 から 1,007 番地の 31、 1,009 番地の 3 の区域

青葉区告示第 11 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、美しが丘五丁目牛込自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	吉 村 秀 美 青葉区美しが丘五丁目 5 番地の 1	富 田 幸 男 青葉区美しが丘五丁目 32 番地の 6

区 公 告

中区公告第 134 号（令和 6 年 6 月 27 日 掲 示 済）

漂流物（沈没品）の引渡し

水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき
次のとおり漂流物（沈没品）の引渡しを受けたので、所有者に引き
渡す。

令和 6 年 6 月 27 日

横浜市中区長 小林 英 二

- 1 拾得物件
フェンダー（灰色）
（円柱状）直径 約 0.4 メートル
高さ 約 0.9 メートル
重さ 約 30 キログラム
- 2 拾得場所
横浜市神奈川区瑞穂町 海上
- 3 拾得年月日
令和 6 年 5 月 4 日
- 4 拾得者
神奈川県横浜水上警察署
地域企画係 佐藤 勇 希

中 区 公 告 第 135 号 (令 和 6 年 6 月 27 日 掲 示 済)

漂 流 物 (沈 没 品) の 引 渡 し

水 難 救 護 法 (明 治 32 年 法 律 第 95 号) 第 24 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き
次 の と お り 漂 流 物 (沈 没 品) の 引 渡 し を 受 け た の で 、 所 有 者 に 引 き
渡 す 。

令 和 6 年 6 月 27 日

横 浜 市 中 区 長 小 林 英 二

- 1 拾 得 物 件
マ ー ク ブ イ (プ ラ ス チ ッ ク 製)
(円 柱 状) 直 径 約 0.7 メ ー ト ル
高 さ 約 0.9 メ ー ト ル
重 さ 約 5.0 キ ロ グ ラ ム
- 2 拾 得 場 所
本 牧 ふ 頭 沖
- 3 拾 得 年 月 日
令 和 6 年 5 月 8 日
- 4 拾 得 者
横 浜 市 長 山 中 竹 春

都 筑 区 公 告 第 64 号

横浜市都筑区民文化センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市都筑区民文化センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
西区西平沼町 6 番 1 号	つづきアート & メディア パートナーズ 代表者 株式会社 t v k コミュニ ケーションズ 代表取締役社長 熊 谷 典 和	横浜市都筑区民文化センターの供用開始の日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

消防局

西消防署公告第 1 号（令和 6 年 6 月 12 日揭示済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定に違反しているので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和 6 年 6 月 12 日

横浜市西消防署長 和 知 治

- 1 防火対象物の所在地
西区中央一丁目 27 番 17 号
- 2 防火対象物の名称
中央ビル
- 3 命令を受けた者の氏名
有限会社高華商事
代表取締役 藤 井 義 彦
- 4 措置事項
令和 6 年 12 月 12 日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 5 命令年月日
令和 6 年 6 月 12 日

西消防署公告第 2 号（令和 6 年 6 月 14 日揭示済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定に違反しているので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市西消防署長 和 知 治

- 1 防火対象物の所在地
西区中央一丁目 27 番 17 号
- 2 防火対象物の名称
中央ビル
- 3 命令を受けた者の氏名
和田 久美子
尾崎 由美子
岩崎 多美子
- 4 措置事項
令和 6 年 12 月 12 日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 5 命令年月日
令和 6 年 6 月 14 日

西消防署公告第 3 号（令和 6 年 6 月 18 日揭示済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定に違反しているので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和 6 年 6 月 18 日

横浜市西消防署長 和 知 治

- 1 防火対象物の所在地
西区中央一丁目 27 番 17 号
- 2 防火対象物の名称
名称 中央ビル
- 3 命令を受けた者の氏名
渡 志 郎
- 4 措置事項
令和 6 年 12 月 12 日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 5 命令年月日
令和 6 年 6 月 18 日

西消防署公告第 4 号（令和 6 年 6 月 19 日揭示済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定に違反しているので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和 6 年 6 月 19 日

横浜市西消防署長 和 知 治

- 1 防火対象物の所在地
西区中央一丁目 27 番 17 号
- 2 防火対象物の名称
中央ビル
- 3 命令を受けた者の氏名
株式会社竹村コーポレーション
代表取締役 今 福 浩 之
- 4 措置事項
令和 6 年 12 月 12 日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 5 命令年月日
令和 6 年 6 月 19 日

消防局公告第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次の者を令和 6 年 6 月 21 日懲戒処分に付した

。

令和 6 年 7 月 5 日

横浜市消防局長 平 中 隆

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
栄消防署	消防吏員	萩原大貴	免職

水 道 局

水 道 局 公 告 第 4 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び
 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 6 年 6 月 27 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
 。

令 和 6 年 7 月 5 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者

水 道 局 長 山 岡 秀 一

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
水 道 局 浄 水 部 西 谷 浄 水 場	技 術 職 員	松 井 博	免 職

区選挙管理委員会

戸塚区選挙管理委員会告示第 6 号（令和 6 年 6 月 17 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 6 月 16 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 6 月 17 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

委員長

天 本 武

委員長職務代理者

網 本 敏 明